

プラスチックごみ対策についてのシステム確立を求める意見書

海洋プラスチックごみを初めとするプラスチックごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は、地球環境の将来を左右する重要な課題です。

国際連合環境計画（UNEP）は、平成30年にプラスチックごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われています。特に5ミリメートル以下のマイクロプラスチックや、洗顔料、化粧品などに使用されているマイクロビーズを魚や鳥、動物が飲み込むと、それを食べる人間への影響も危惧されることから、国際社会では、使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止に踏み切る流れが強まっています。

平成30年にカナダで開かれた主要7カ国首脳会議（G7）でも大きな議題の一つとなり、海洋プラスチック憲章がまとめられ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダが署名しました。この憲章は、海洋プラスチックごみ量を減らすために、令和12年までに全てのプラスチック製品を再利用可能またはリサイクル可能なものにすることや、不必要な使い捨てプラスチック使用を大幅に削減し、代替品も環境への影響を考慮することなどを盛り込み、期限と数値について具体的対策を示したものです。

我が国は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量がアメリカに次ぎ、世界で2番目に多く、年間約900万トンのプラスチックごみを排出し、約100万トンを東南アジア諸国に輸出しています。ところが、輸出された大量のプラスチックごみが適正に処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が改正され、汚れたプラスチックごみは国内処理が原則となり、東南アジア諸国が輸入中止に踏み出しています。とりわけ、プラスチックごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応し切れていない状態であり、抜本的な対策が急がれます。

よって、国におかれましては、生産の段階からプラスチックごみの減量対策に取り組まれるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月25日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣